

スタッフクリエイト 派遣社員・契約社員 各位

新型コロナウイルス感染防止のためお願いについて

4都府県（東京都・京都府・大阪府・兵庫県）で緊急事態宣言が発令中です（4月25日～5月11日）。まん延防止等重点措置が発令中の7県（宮城県・沖縄県・埼玉県・千葉県・神奈川県・愛知県・愛媛県）を含む特定都府県への不要不急の往来を控えて下さい。その他の地域への訪問も、ホームページ等で訪問先の情報を確認し、当該都道府県の要請に沿った行動をお願いします。

感染拡大防止のために、派遣社員・契約社員の行動マニュアルを以下にまとめましたので、ご理解ご協力下さいますようよろしくお願い致します。

従業員の感染予防策 行動マニュアル

(1) 1人1人の自己管理及び速やかな報告をお願いします。

- ア. 体温の測定と記録。
- イ. 発熱等の症状がある場合には、所属長（派遣社員の場合は派遣先の指揮命令者、派遣先責任者。契約社員の場合はディレクター、リーダー等。）とスタッフクリエイト担当者への報告及びかかりつけ医に相談（※）の上、自宅休養。
- ウ. 本人及び同居する家族がPCR検査を受ける場合、濃厚接触者に特定された場合は、スタッフクリエイト担当者への速やかな報告。（なお、検査結果が出た場合も速やかな報告をお願いいたします。）

(2) 基本的な感染対策の徹底をお願いします。

- ア. 三密の回避
- イ. マスク着用
- ウ. 咳エチケット
- エ. 手洗い手指消毒
- オ. 大声を出さない
- カ. 店舗を利用の際は、ガイドライン実施状況を確認
「スマートライフ宣言」「ガイドライン実施ステッカー」の表示を確認

●特に、感染リスクが高まる「5つの場面」へは極力控えてください。

- 飲酒を伴う懇親会等
- 大人数や長時間に及ぶ飲食
- マスクなしでの会話
- 狭い空間での共同生活
- 居場所の切り替わり（仕事での休憩時間に入った時等、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により感染リスクが高まることあるそうです。休憩室・喫煙所・更衣室での感染が疑われる事例が確認されています。）

※○相談できる医療機関がない場合には、「受診・相談センター」へお問い合わせ下さい。

⇒ 受診・相談センター（24時間） TEL 0570-200-218

○感染予防等に関するお問い合わせは「徳島県感染症・疾病対策室の電話相談窓口」をご利用ください。

⇒ 一般電話相談窓口（24時間） TEL 0120-109-410